

## 高岡地区広域圏事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務委託 仕様書

### 1 業務の名称

高岡地区広域圏事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援  
業務委託

### 2 業務の目的

高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、「高岡地区広域圏事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定する。

### 3 業務の対象範囲

組合が所管する全ての施設及び全ての事務・事業

### 4 委託期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 29 日(月)まで

### 5 業務内容

#### (1) 業務計画書の作成

受託者は、業務委託契約の締結後、速やかに本業務にかかる基本的な方針を検討・整理した上で、業務の進め方やスケジュール、実施体制などを示した業務計画書を作成し、組合の承認を得ること。

なお、業務計画書においては、本業務の受託者及び組合での業務の進め方に加えて、高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務受託者の本業務への関わり方についても整理すること。

#### (2) 基本的事項の整理

- ① 地球温暖化問題に関する国内外の法規制や国並びに富山県並びに高岡市、氷見市及び小矢部市（以下「関係市」という。）の動向等の把握、整理。
- ② 実行計画の目的、対象とする範囲（対象とする温室効果ガスの範囲等）、実行計画の期間、実行計画の見直し予定時期の検討及び整理。
- ③ 上位計画や関連計画（組合の他の計画や関係市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等）との位置付け及び連携の整理。

- (3) 温室効果ガス排出量の算定及び増減要因の分析
  - ① 対象施設の活動量データ（電気、燃料使用量、庁用車の走行距離等）等の収集・整理。
  - ② 令和３年度から令和７年度までの各年度の温室効果ガス排出量の算定。なお、組合がLAPSS（環境省が提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」）を使用して算定したデータを活用するものとする。
  - ③ 温室効果ガス排出量の増減要因の分析と、今後の削減見込や課題の整理。
- (4) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定及び目標達成に向けた取組の検討
  - ① (3)の分析結果や国、富山県及び関係市の温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、組合の実情に応じた温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。
  - ② 温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、施設の運用改善、設備機器の更新・導入、職員の環境配慮行動の促進など、具体的かつ実効性の高い取組を検討し、提案すること。  
特に、施設の照明をＬＥＤ化する場合の消費電力削減量を推計し、その結果を基に具体的な温室効果ガス排出削減見込量を算出し、提示すること。
- (5) 実行計画の管理・運用の仕組みの構築
  - ① 実行計画の策定後も継続的かつ確実な進行管理ができるよう、進捗管理体制を構築すること。
  - ② データの収集手法、進捗状況の点検・評価方法、年次公表のためのフォーマット等の整備を行うこと。
- (6) 計画書の作成
  - ① 上記の検討結果をもとに、実行計画の計画書を作成すること。
  - ② 関係市の住民等に向けて、計画書を分かりやすく要約・抜粋した「概要版（Ａ４版１枚両面カラー）」を作成すること（図表やイラスト等を用いて、視覚的に分かりやすい工夫を凝らすこと）。

## 6 成果物の提出

- (1) 実行計画の計画書及び「概要版」 電子データ 一式（ＣＤ－Ｒ等）
- (2) 業務報告書 一式（ＣＤ－Ｒ等）  
（照明のＬＥＤ化等による温室効果ガス削減量推計の根拠資料を含む）

## 7 留意事項及び遵守事項

- (1) 本業務は、環境省の最新の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に準拠して実施すること。
- (2) 本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の3回とするが、円滑な業務の遂行を図るため連絡については随時に行うものとし、打合せに要する資料作成、交通費等の経費は、委託費に含むものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたって、契約の相手方が地方公共団体であることに鑑み、地方自治法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約期間終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の円滑な遂行のために適正な人員と体制を整え、本業務の各過程において、組合と十分な協議を行うものとする。
- (7) 本業務で得られた成果品の著作権は、全て組合に帰属するものとし、受託者は、組合の承認を得ずに複製、使用、利用又は他への公表をしてはならない。
- (8) 組合は、本業務の実績を関係市の住民等に周知することを目的として、本業務で得られた成果品を公表することができる。
- (9) 組合が経過報告を求めた場合は、受託者は、遅滞なくこれに応じるものとする。
- (10) 業務委託契約の締結及び履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (11) この仕様書の内容に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、その都度、組合と受託者の協議により、これを定めるものとする。